

法務局への評価通知の完全電子化に伴う

『評価証明書（登記用）』 交付廃止のお知らせ

上田市では令和7年8月12日に標準化税務システムを導入以降、地方税法第422条の3の通知書（『評価通知書』）廃止に伴う代替措置として『評価証明書（登記用）』を暫定的に交付しておりましたが、令和8年4月1日から同法の規定に基づく法務局への通知を完全電子化することに伴い、以下のとおり『評価証明書（登記用）』の交付を廃止いたします。

廃止年月日

令和8年3月31日

※郵送請求受付期限 令和8年3月18日 消印有効

令和8年1月1日以降の固定資産評価額は以下のいずれかで御確認ください。

- 固定資産税・都市計画税課税明細書（納税通知書に添付）
 - 固定資産税評価証明書（有料）
 - 固定資産名寄帳兼課税（補充）台帳
（有料、ただし縦覧・閲覧期間中は無料※コピー代のみ）
- ※廃止日以前に法務局の交付依頼書を取得した際は、暫定運用時と同様に「評価証明書（登記用）」を無料で交付いたします。

その他の変更点

公衆用道路等の非課税の土地、または賦課期日（1月1日）以降に新たに発生した土地や地目が変わる土地の異動があった場合等については、以下により近傍地の評価額を御確認ください。

- 相続税・贈与税の申告
 - ▶一般財団法人資産評価システム研究センター 全国地価マップで確認
- 登記の申請
 - ▶長野地方法務局 上田支局へ問合せ
- 上記以外の場合
 - ▶上田市役所税務課土地係へ問合せ